



平成 23 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社パルコ
代表者名 代表執行役社長 平野 秀一
(コード：8251 東証第一部)
問合せ先 広 報 室 長 請川 隆良
(TEL. 03-3477-5710)

イオン株式会社からの提案にかかる経過について

当社は、平成23年3月29日付プレスリリース「イオン株式会社からの提案書の受領と、それに対する当社取締役会の見解について」にて公表いたしましたとおり、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）からの「本提案等」¹について、平成23年3月29日付で当社取締役会の見解をイオンに送付しておりますが、その後イオンより平成23年3月30日付書簡「貴社取締役会のご見解に関しまして」（別紙A）を受領し、本日、当該書簡について「貴社提案に対する当社取締役会の見解について」（別紙B）をイオンに送付いたしましたので、ここにお知らせする次第です。

イオンからの書簡によれば、「本ガバナンス案」¹のうち、当社がまだ理解していない部分について、引き続きご説明いただけるとのこと。しかしながら、当社取締役会は、「本ガバナンス案」において、イオンが設定した期限である平成 23 年 3 月 29 日（火）正午までに回答がない場合には、当社が「本提案等を拒絶されたものと理解せざるを得ない」との記載も踏まえ、当該期限までに議論を尽くし、「弊社見解」²に記載のとおり結論を既に出しております。もっとも、今後双方にとって合理的な検討期間に配慮して協議を継続すること自体は反対するものではありません。

なお、イオンは、①当社株式の取得について森トラスト株式会社（以下「森トラスト」といいます。）との間で、何ら具体的な折衝、協議を行っていない、②持分法適用会社化の提案については、事前に当社取締役会の同意を前提とする、③子会社化に関しては、現時点で具体的な提案をしていないことと、事前に当社取締役会の同意を前提とする、との理由を挙げて、当社の「大規模買付行為への対応方針」³上「大規模買付行為」に該当しないことは明らかであると主張されています。

しかしながら、①は、「具体的な」折衝・協議がないというのみであって、現時点ですでに議決権の共同行使の合意までである以上、「大規模買付行為」に該当することは否定できないものと考えます。②③も、CEO を含む取締役の提案を行っている以上、あまりにも形式的な反論と言わざるを得ません。

当社特別委員会では、すでにイオンの行為が、当社のルールに基づく一連の手続の対象となり得ると判断しており、今後さらに必要な検討を予定しております。

¹ 平成 23 年 3 月 17 日付にてイオンより受領した「貴社と当社の協力関係の構築につきまして」と題する書面、同月 23 日付「回答書」、及び同月 25 日付「貴社のガバナンスに関する再提案」（以下「本ガバナンス案」といい、以上を併せて「本提案等」といいます。）を指します。

² 平成 23 年 3 月 29 日付当社書簡「貴社提案に対する弊社取締役会の見解について」（平成 23 年 3 月 29 日付）を指します。

³ 平成 20 年 4 月 10 日付当社プレスリリース「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」をご参照ください。

当社取締役会は、当社株主を含むお客様、テナント様、従業員等ステークホルダーのお考えも踏まえながら、引き続き当社企業価値・株主価値最大化に向けて努力して参ります。今後、皆様にお伝えすべき事項が発生した場合には随時お知らせいたします。

以 上

2011年3月30日

株式会社パルコ 御中

イオン株式会社

貴社取締役会のご見解につきまして

拝啓

貴社におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

2011年3月29日付の「貴社提案に対する弊社取締役会の見解について」と題する書面（以下「貴社ご回答」といいます。）を拝受いたしました。

弊社といたしましては、2011年3月17日付の「貴社と弊社の協力関係の構築につきまして」と題する書面にてご提案申し上げました事業提携案（以下「本提案」といいます。）こそが、貴社の企業価値・株主価値の最大化に資するだけでなく、貴社のお客様・お取引先様・従業員の皆様を含むあらゆるステークホルダーの皆様にとっての価値の最大化を可能にするものと確信しており、かかる事業提携案を実現するために、2011年3月25日付の「貴社のガバナンスに関する再提案」と題する書面にてご提案申し上げたガバナンス案（以下「本ガバナンス案」といいます。）が有効であると考えております。

貴社ご回答によれば、本ガバナンス案について、現時点では貴社の企業価値・株主価値向上に繋がるものかどうか確信するには至らなかったとのご指摘を頂戴いたしましたが、弊社といたしましては、貴社にいまだご理解いただけていない部分については、貴社のご理解が図れるように、引き続きご説明申し上げる所存です。また、「本提案」記載の各種施策に関しては、貴社のご提案を受け、弊社といたしましても、その速やかな実現に向けて、貴社と弊社との具体的な提携のあり方につき直ちにも協議させていただきたいと存じますので、何卒よろしくご願ひ申し上げます。

なお、貴社の平成23年3月29日付の「イオン株式会社からの提案書の受領と、それに対する当社取締役会の見解について」と題するプレスリリースに、貴社の特別委員会が、貴社第69期定時株主総会にて承認された「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本買収防衛策」といいます。）に基づき、弊社の本提案及び本ガバナンス案を含む一連の提案等（以下「本提案等」といいます。）が、本買収防衛策に基づく一連の手續の対象となるものかについての検討を開始される予定である旨記載されております。

しかしながら、①弊社の2011年2月22日付の「株式会社パルコの株式取得に関するお知らせ」と題するプレスリリースに記載のとおり、弊社は、現在保有する貴社の株式（10,133,800株）の取得にあたり、森トラスト株式会社（以下「森トラスト」といいます。）及び株式会社日本政策投資銀行との間で、当該取得に関して何ら具体的な折衝、協議を行っておらず、当該取得は、本買収防衛策において「特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券

等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が同意した者による買付行為を除[く]。))と定義されている「大規模買付行為」には該当しません。なお、弊社の 2011 年 3 月 29 日付の「株式会社パルコとの資本・業務提携の提案とそれに対する回答に関するお知らせ」と題するプレスリリースに記載のとおり、森トラストと弊社は、本年 3 月 24 日に貴社第 72 期定時株主総会において共同して取締役選任議案に関して議決権を行使することを合意しましたが、これは、あくまで上記株式取得後に森トラストと弊社との間で協議を行った結果、同日に合意に達したものです。

また、②弊社による貴社持分法適用会社化のご提案については、事前に貴社取締役会にご同意いただくことを前提とするものであるため、これも「大規模買付行為」には該当しません。

さらに、③弊社による貴社の子会社化に関しても、そもそも弊社としては将来的にこれを行うことも有効な選択肢であると認識しているにとどまるものであって、現時点で貴社に対して何ら具体的な子会社化のご提案をしているものではなく、また、これも当然に事前に貴社取締役会にご同意いただくことを前提とするものであるため、「大規模買付行為」に該当しないことは明らかです。

以上のとおり、弊社の本提案等は、いずれの点においても、本買収防衛策に定める「大規模買付行為」には該当せず、また弊社が「大規模買付者」に該当しないことも明らかです。よって、本書に上述の通り、本提案の内容について貴社のご理解が図れるように、貴社と弊社との間の更なる協議を速やかに進めることを貴社に対して改めて強く求める旨ここに付記させていただきます。

以上につき、ご不明な点等がございましたら、弊社担当者(██████部 ████████、連絡先: ████████)まで随時ご連絡いただけますよう、お願い申し上げます。

敬具

平成 23 年 3 月 31 日

イオン株式会社 御中

株式会社パルコ

貴社提案に対する当社取締役会の見解について

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 23 年 3 月 30 日付貴信「貴社取締役会のご見解に関しまして」に記載の貴社ご要請、ご見解について以下当社取締役会の考えをお伝え致します。なお、文中で言及されております書面については本信末尾の「用語の定義」をご参照下さい。

貴信によれば、「本ガバナンス案」のうち、当社がまだ理解していない部分について、引き続きご説明いただけるとのこと。しかしながら、当社取締役会は、「本ガバナンス案」において、貴社が設定した期限である 2011 年 3 月 29 日（火）正午までに回答がない場合には、当社が「本提案等を拒絶されたものと理解せざるを得ない」との記載も踏まえ、当該期限までに議論を尽くし、「弊社見解」に記載のとおり結論を既に出しております。もともと、今後双方にとって合理的な検討期間に配慮して協議を継続すること自体は反対するものではありません。

なお、貴社は、①当社株式の取得について森トラスト株式会社（以下「森トラスト」といいます）との間で、何ら具体的な折衝、協議を行っていない、②持分法適用会社化の提案については、事前に当社取締役会の同意を前提とする、③子会社化に関しては、現時点で具体的な提案をしていないことと、事前に当社取締役会の同意を前提とする、との理由を挙げて、当社のルール上「大規模買付行為」に該当しないことは明らかであると主張されています。

しかしながら、①は、「具体的な」折衝・協議がないというのみであって、現時点ですでに議決権の共同行使の合意までである以上、「大規模買付行為」に該当することは否定できないものと考えます。②③も、CEOを含む取締役の提案を行っている以上、あまりにも形式的な反論と言わざるを得ません。

当社特別委員会では、すでに貴社の行為が、当社のルールに基づく一連の手續の対象となり得ると判断しており、今後さらに必要な検討を予定しております。

当社取締役会は、貴信及び本信につきましても、「本提案等」、それに纏わる一連のやり取り、及び当社取締役会の回答の一環として、当社株主にとって重要な事実であると判断し、東京証券

別紙 B

取引所の適時開示基準に基づきそれらを公表する可能性があります。当社株主を含むお客様、テナント様、従業員等ステークホルダーのお考えも踏まえながら、引き続き当社企業価値・株主価値最大化に向けて努力して参ります。何卒、ご理解の程お願い申し上げます。

用語の定義

| | |
|-------------------|--|
| 「本提案」 | 平成 23 年 3 月 17 日付にて貴社より受領した「貴社と弊社の協力関係の構築につきまして」と題する書面 |
| 「回答書」 | 平成 23 年 3 月 19 日付弊信「質問書」に対する平成 23 年 3 月 23 日付貴信「回答書」 |
| 「再提案」または「本ガバナンス案」 | 平成 23 年 3 月 25 日付貴信「貴社のガバナンスに関する再提案」 |
| 「本提案等」 | 「本提案」、「回答書」及び「再提案」または「本ガバナンス案」の総称 |
| 「基本合意書」 | 平成 23 年 3 月 28 日付にて貴社より受領した「資本・業務提携に関する基本合意書」 |
| 「弊社見解」 | 平成 23 年 3 月 29 日付弊信「貴社提案に対する弊社取締役会の見解について」 |
| 「本買収防衛策」 | 弊社第 69 期定時株主総会にて承認された「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」 |

敬具